

令和2年長浜市農業委員会5月定例総会会議録

令和2年5月12日の午後1時30分、長浜市農業委員会を長浜市役所高月支所、3階、3 A会議室に招集する。

1. 会議に出席した委員（11人）

会長 12番 角田 功

会長職務代理者 8番 將亦 富士夫

委員	2番	伊藤	泰子	4番	阿辻	康博
	6番	廣田	重夫	10番	大塚	高司
	11番	堀田	繁樹	14番	中島	一枝
	16番	廣部	重嗣	18番	保積	郷司
	20番	松居	利平			

2. 会議に欠席した委員

1番	小畑	義彦	3番	布施	善明
5番	西橋	絹子	7番	八若	和美
9番	北村	富生	13番	多賀	正和
15番	近藤	和夫	17番	家倉	和行
19番	池田	美由紀			

3. 会議に出席した職員

局長 秋野 忍、次長 金子 嘉徳、副参事 西尾 教則
主幹 後藤 昭一

4. 議案等

報告	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報告	田畑転換等農地の形状変更届出について
報告	農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について

議案第480号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第481号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第482号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第483号 農用地利用集積計画案について
議案第484号 土地改良事業参加資格交替承認について

5. 議事録署名委員

14番 中島 一枝 16番 廣部 重嗣

午後1時30分開会

(事務局)

それでは定刻となりましたので、ただ今より、長浜市農業委員会令和2年5月定例総会を開催させていただきます。

新型コロナウイルスの感染が今も拡大しており、緊急事態宣言が引き続き全都道府県を対象として5月31日まで延長されました。滋賀県においても、京都、岐阜など近隣府県が特定警戒都道府県であることから、準特定警戒県として緊急事態措置を実施されています本市においても、外出自粛要請や、三つの蜜を避ける取り組みなど、引き続き感染拡大防止対策に取り組んでいるところです。5月の定例総会につきましても、4月と同様で感染防止のため、出席委員を減らして開催することとしましたので、ご理解をお願いします。

なお、総会の成立には、委員総数20名の過半数以上の出席が必要であり、本日11名の委員さんにご出席いただきましたので、農業委員会等に関する法律、第27条第3項の規定による会議は成立しておりますのでご報告いたします。

また、6月以降の定例総会につきましても、新型コロナウイルスの感染状況や、国、県、市の対応状況を踏まえ、会長と協議して決定させていただきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

それでは会議に入ります前に、新年度の事務局体制と報告事項、本日の会議次第につきまして説明させていただきます。

まず、本年度の事務局体制でございますが、定期異動により、酒井局長、福永主幹が異動し、後任に、後藤主幹と私、秋野が配属となりました。他の職員につきましてはそのまま継続して事務局事務を担当させていただきます。以上のような新たな体制となりましたので、今年度一年間、どうぞよろしくお願いいたします。また、新年度の各委員会担当者については、農業振興委員会は大住主幹が、農地最適化委員会は後藤主幹が、農地等調査委員会は西尾副参事が、鳥獣害対策特別委員会は金子次長が担当いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは引き続き事務局より、報告と本日の会議次第について説明致します。

まず報告ですが、4月17日に滋賀県農業会議の常設審議委員会が大津市において開催され、会長に出席していただいております。なお、今回は当市からの諮問案件が1件ございましたので、説明のため事務局も出席しています。

続きまして今月の審議事項につきましては、3条申請が6件、4条申請が4件、5条申請が11件と、農用地利用集積計画案の決定、土地改良事業参加資格交替の承認、その他、各種届出等の報告がございます。

なお、農地転用に係る案件につきましては、去る5月1日に当番委員10番、大塚高司委員、11番、堀田繁樹委員に現地調査をしていただいておりますので、後ほどご説明をよろしくお願いいたします。また、各案件につきましては、農地等調査委員会の当番委員協議を経て、提出いたしております。

事務局からの各議案の説明にあたりましては、個人情報にあたる部分の説明は除かせていただきますので、ご了解をお願いいたします。また、質問等をしていただく際には、最初に議席番号と氏名を申しあげて頂いたうえで、個人情報にもご留意いただき、ご発言いただきますようお願い申し上げます。

それでは、会議に入らせて頂きます。議事進行については、会長をお願いいたします。

(会長)

本日も大変お忙しい中、ご苦労様です。5月2日や本日は非常に天候が良いのですが、その他の連休は雨や風の強い日でしたが、皆さんはお変わりなくお過ごしいただけているみたいですね。日本中、世界中がコロナウイルスの影響を受けている状況で、終息にはまだしばらく時間がかかるということを聞きますが、一人一人が気を付けていただき、ご尽力頂きたいと思います。

それでは、本日の欠席通告ですが、4月定例総会については新型コロナウイルス感染防止のため、出席委員を減らしての開催としましたので、次の委員が欠席となりました。1番の小畑義彦委員、3番の布施善明委員、5番の西橋絹子委員、7番の八若和美委員、9番の北村富生委員、13番の多賀正和委員、15番の近藤和夫委員、17番の家倉和行委員、19番の池田美由紀委員。以上の方が本日の欠席となります。

本日の議事録署名委員報告ですが、14番の中島一枝委員、16番の廣部重嗣委員、両委員よろしくお願いします。

それでは、会議にはいります。議事が円滑に進行できますよう委員の皆さま方のご協力をよろしくお願いいたします。

まず報告事項について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、令和2年5月12日、長浜市農業委員会会長名。

今月は5件の届出がありました。届出地は、都市計画法に規定されている市街化区域で、住宅や事業用施設などが立ち並ぶ宅地化の進んだところです。内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規程第6条により専決処分のうえ、受理通知書を発行しておりますので、報告します。なお、位置図についてはスクリーンに表示しますので、ご確認ください。

番号1、土地の表示、西上坂町地先、田1筆、540㎡を売買により資材置場に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の西に位置します。周囲の状況は、北が農地、南は農地で、次にご説明申し上げます農地転用届出番号2、東は道路、西は農地で、農地転用届出番号3です。

番号2、土地の表示、西上坂町地先、田2筆、957㎡、畑1筆、7.78㎡、合計964.78㎡を売買により駐車場、資材置場に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の西に位置します。周囲の状況は、北が農地で農地転用届出番号1、南は宅地、東は道路、西は農地で農地転用届出番号3です。

番号3、土地の表示、西上坂町地先、田3筆、301㎡を売買により駐車場、資材置場に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の西に位置します。周囲の状況は、北が農地、南は宅地、東は農地で、農地転用届出番号2、3で、西は宅地です。

番号4、土地の表示、下坂浜町地先、田3筆、2,079㎡を売買により貸資材置場に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の南東に位置します。周囲の状況は、北、南、西は道路で、東は水路です。

番号5、土地の表示、平方町地先、畑1筆、29㎡を売買により資材置場に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の西に位置します。また、届出地は三角地です。周囲の状況は、北東は鉄道用地、南は里道、西は畑です。

続いて、田畑転換等農地の形状変更届出について、令和2年5月12日、長浜市農業委員会会長名。

今月は1件の届出がありました。内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、長浜市農業委員会田畑転換等農地の形状変更に関する届出取扱要綱第6の規定により受理し、受理通知書を発行しておりますので報告します。なお、位置図についてはスクリーンに表示しますので、ご確認ください。

番号1、土地の表示、東主計町地先、田1筆、198㎡を家庭菜園にするために田から畑に形状変更したい旨の届出がありました。届出地は集落の西側に位置します。周囲の状況は、北は水路、南は宅地、東は農地、西は先月の総会で資材置場として農地転用の許可を得られています。形状は、西側の造成高まで盛土される計画です。

続きまして、農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について、令和2年5月12日提出長浜市農業委員会会長名。

今月、農業委員会宛て計9筆の解約の通知がありましたので、概要について報告させていただきます。内訳は、田が8筆、11,924㎡、畑が1筆、547㎡、計12,471㎡の解約です。番号1から番号9のすべてが相対による利用権の解約です。次に、番号1から3、番号5から9は、耕作者変更に係る解約です。利用権の設定のうち相対による利用権の設定に係る解約が含まれており、議案書右に記載している番号が利用権の設定の番号となっておりますのでご確認ください。次に番号4が転用に係る解約で議案書右に記載している番号が転用の案件の番号となります。

農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知に係る報告については以上です。

(会長)

ただいま報告のありました3件についてご質問がありましたら、発言ください。

ございませんか、ないようですので議案審議の方に移ります。

まず、議案第480号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第480号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。令和2年5月12日提出長浜市農業委員会会長名。

今月は、3条申請が6件ございました。農地法施行規則に定める必要な記載事項及び必要書類に不備はありませんでしたので、受け付けております。では、議案書の番号どおり順を追ってご説明いたします。

番号1、土地の表示、落合町地先の畑3筆、175㎡を、売買で取得されるものです。申請地は白地の畑で、現地確認をしたところ耕起後を確認しました。譲渡人は県外に居住されており申請地の管理ができないことから、現在申請地周辺で耕作を行っている譲受人と売買の話がまとまり申請に至ったものです。

番号2、土地の表示、布勢町地先の畑2筆、746㎡を、売買で取得されるものです。申請地は白地の畑で、現地確認をしたところ草刈り等管理されていきました。本案件は4月定例総会でご議決いただきました、空き家付農地の案件でございます。今般、申請農地と布勢町の空き家を購入し移住されるために本申請に至ったものです。

番号3、土地の表示、布勢町地先の田1筆、426㎡、畑2筆、58.6㎡、合計484.6㎡を、売買で取得されるものです。申請地は白地の畑で、現地確認をしたところ野菜の作付けをされていきました。譲渡人は高齢で申請地の管理ができないことから、現在申請地周辺で耕作を行っている譲受人と売買の話がまとまり申請に至ったものです。

番号4、土地の表示、西浅井町山門地先の田1筆、1,447㎡を、贈与で取得されるものです。

申請地は青地の田で、現地確認をしたところ水稻の作付後を確認しました。譲渡人は県外に居住され申請地の管理ができないことから、現在申請地を耕作している譲受人と贈与の話がまとまり申請に至ったものです。

番号5、土地の表示、西浅井町山門地先の田1筆、728㎡を、贈与で取得されるものです。申請地は青地の田で、現地確認をしたところ水稻の作付後を確認しました。譲渡人は県外に居住され申請地の管理ができないことから、現在申請地を耕作している譲受人と贈与の話がまとまり申請に至ったものです。

番号6、土地の表示、西浅井町山門地先の田1筆、1,450㎡を、贈与で取得されるものです。申請地は青地の田で、現地確認をしたところ水稻の作付後を確認しました。譲渡人は県外に居住され申請地の管理ができないことから、現在申請地を耕作している譲受人と贈与の話がまとまり申請に至ったものです。

以上、番号1から番号6につきましては、お手元に配布いたしております許可要件調査書のとおり、譲受人が現在所有する農地、及び今回取得する農地を効率的に利用すること、必要な農機具の所有またはリースの状況、世帯労働力、農作業の常時従事要件、農業組合等地域農業者との関わりの面、及び申請地の利用計画から特段の問題はなく、議案書にもありますとおり、本農業委員会の定める下限面積要件を満たしていることから、農地法第3条第2項各号に該当せず、全て許可要件を満たしておりますことをご報告いたします。

以上をもちまして、議案第480号にかかる事務局からの説明を終わります。

(会長)

ただいま説明のありました議案第480号についてご意見ご質問を求めます。

ございませんか。他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第480号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので申請どおり許可することとします。

(会長)

次に、議案第481号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第481号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。令和2年5月12日提出長浜市農業委員会会長名。

議案第481号につきましては、今月の締切までに4件の申請がありました。書類審査のう

え、受付を行っております。農地区分につきましては、後ほど申請番号順にご説明いたします。

備考欄に、※印（こめじるし）がついています案件につきましては、さる4月21日に、農地等調査委員会の將亦委員長、1番の小畑義彦委員、20番の松居利平委員と協議をし、提出している案件です。現地調査につきましては、令和2年5月1日に、10番の大塚高司委員、11番、堀田繁樹委員にお願いし、行っております。結果については、各当番委員さんよりご報告いただきます。よろしくお願いいたします。

（事務局）

申請番号1、小谷郡上町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の中ほどに位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会、隣接農地所有者の同意も得られ、必要書類も添付されていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、大塚委員よりご報告をいただきます。

（大塚委員）

番号1について報告します。航空写真をご覧ください。番号1は、土地の表示、小谷郡上町地先、畑、347㎡、転用目的を倉庫敷地とした申請です。周囲の状況は、北は雑種地、南は宅地と農地、東は山林、西は道路です。写真をご覧ください。申請地は、造成されております。これは昭和22年に申請人の先代が取得され倉庫を建築し現在に至っているとのことです。相続は昭和41年にされておられ、今回申請人が住所移転をされ、不動産においても手続きを行おうとしたところ農地転用の手続きができていないことが判明したため申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策も整っており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

（事務局）

申請番号2、木之本町廣瀬地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の西側に位置します。北部振興局から南へ300mほどに位置します。公共施設から概ね300m以内に位置していることから、第3種農地と判断しております。第3種農地においては、許可の要件はなく、原則として許可できることとなっております。

地元自治会の同意も得られ、必要書類も添付されていることから受け付けいたしております。

本案件の詳細につきましては、堀田委員よりご報告をいただきます。

（堀田委員）

番号2について報告します。航空写真をご覧ください。番号2は、土地の表示、木之本町廣瀬地先、田2筆、641㎡、転用目的を貸資材置場とした申請です。周囲の状況は、北と南と東は道路、西は雑種地です。

写真をご覧ください。申請地は、造成され貸資材置場として利用されております。これは申請人の先々代が昭和50年頃、遊休農地となっていたため、管理ができず資材置場として造成され使用されていたとのこと。申請人は、県外に居住しており平成28年に相続され、現状が資材置場であったことから貸資材置場として利用され、今回不動産資産の整理をしたところ、農地転用の手続きができていないことが判明したため、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策も整っており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

（事務局）

申請番号3、新居町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の東側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会の同意も得られ、必要書類も添付されていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、大塚委員よりご報告をいただきます。

（大塚委員）

番号3について報告します。航空写真をご覧ください。番号3は、土地の表示、新居町地先、畑3筆、157㎡、転用目的を住宅敷地、庭園、及び倉庫敷地とした申請です。3か所とも申請人の居宅周辺です。周囲の状況は、3の1は、北と東は宅地、南は雑種地、西は道路。3の2は、北と南は雑種地、東は道路、西は宅地。3の3は、北と南と西は宅地、東は雑種地です。

写真をご覧ください。3か所とも申請人の先代が平成に入ってから行っておられるとのこと。3の1は平成元年に農業用倉庫を建築し現在に至っています。3の2は平成6年に自宅の離れとして建築され現在に至っています。3の3は庭園として造園され利用されております。

今回、地籍調査により申請地の農地転用の手続きができていないことが判明したため、

申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策も整っており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

（事務局）

申請番号4、高月町落川地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の東側に位置します。また、申請地は、高月駅から南東へ150mほどに位置します。公共施設から概ね300m以内に位置していることから、第3種農地と判断しております。第3種農地においては、許可の要件はなく、原則として許可できることとなっております。

地元自治会、土地改良区の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、大塚委員よりご報告をいただきます。

（大塚委員）

番号4について報告します。航空写真をご覧ください。番号4は、土地の表示、高月町落川地先、田、404㎡、転用目的を一般住宅とした申請です。周囲の状況は、北と西は宅地、南と東は農地です。

写真をご覧ください。申請人は、申請地から約150メートル離れた住宅に妻と二人で住んでいます。現在の住宅が老朽化していることから、住宅を建築する計画をたてられ申請されたものです。申請地は道路に面しておりませんが、申請地西側の宅地には息子夫婦が居住しておられ家の北側にスペースがあることから進入路として利用されます。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

（会長）

ただいま説明のありました議案第481号についてご意見ご質問を求めます。

ございませんか。

（廣田委員）

番号4について、写真で見て、現況は田になるのですか。

（事務局）

若干荒れてはいますが、畑だった所に草が生えて、草刈り等の管理をされておられます。現地調査の当日も草刈り等をされている途中でした。写真は見にくいですが、下の土自体は畑土です。登記地目は田ですが、現況地目は畑になります。

(廣田委員)

分かりました。

(会長)

地籍調査で発覚したものは一括で申請されないのですか。

その都度、申請を出すということになっているのですか。

(事務局)

基本的には、転用申請を頂くということで以前の農業委員会会長と市長との間でお話が
あったと思います。

(会長)

分かりました。他にございませんか。ご質問がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第481号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、申請どおり許可することとします。

(会長)

次に、議案第482号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第482号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。令和2年5月12日提出、長浜市農業委員会会長名。

議案第482号につきましては、今月の締切までに11件の申請がありました。書類審査のうえ、受付を行っております。農地区分につきましては、後ほど申請番号順にご説明いたします。

備考欄に、※印（こめじるし）がついています案件につきましては、先の議案第481号と同様に農地等調査委員会の当番委員と協議し、提出している案件です。現地調査につきましても、先の議案と同様に当番の委員にお願いし、行っております。結果につきましては、各当番委員よりご報告いただきます。よろしくお願いします。

(事務局)

申請番号1、余呉町国安地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の中ほどに位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が

連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会、隣接農地所有者の同意も得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、大塚委員よりご報告をいただきます。

（大塚委員）

番号1について報告します。航空写真をご覧ください。番号1は、土地の表示、余呉町国安地先、田、262㎡、契約内容は使用貸借で、転用目的を農業用倉庫、農機具洗い場とした申請です。周囲の状況は、北と南と西は農地、東は道路です。

写真をご覧ください。借受人は、同集落内に住み営農しておられます。経営規模を拡大したことに伴い、今、使用している農舎が手狭になることから、新しく農業用倉庫、農機具の洗い場が必要になり、自宅付近で適地を探されたところ、貸渡人と話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

（事務局）

申請番号2、安養寺町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の北側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会の同意も得られ、必要書類も添付されていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、堀田委員よりご報告をいただきます。

（堀田委員）

番号2について報告します。航空写真をご覧ください。番号2は、土地の表示、安養寺町地先、畑、57㎡、契約内容は売買で、転用目的を車庫兼農作業所敷地とした申請です。周囲の状況は、北と西は道路、南と東は宅地です。

写真をご覧ください。申請地はすでに車庫兼農作業場となっています。これは40年以上前に譲受人の先代が譲渡人との間で売買で話がまとまり、建築され現在に至っていることです。今回、不動産資産の整理をしたところ、農地転用の手続きができていないことが判明したため申請されるものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策も整っており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。

なお、東隣にある建物の下が転用されていない部分がございます。所有者の方が既に亡くなっておられまして、相続予定の方とお話をされておりますが、協議が整っていないため今回の申請には至っていません。ご審議をお願いします。

（事務局）

申請番号3、余呉町東野地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の北側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会、隣接農地所有者の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、大塚委員よりご報告をいただきます。

（大塚委員）

番号3について報告します。航空写真をご覧ください。番号3は、土地の表示、余呉町東野地先、畑、353㎡、契約内容は使用貸借で、転用目的を一般住宅とした申請です。周囲の状況は、西は農地と道路、北と南と東は農地です。

写真をご覧ください。借受人は、現在大阪に在住されています。将来、親の介護や子育て等を行うのに、地元で住宅を建築する計画を立てられ、自家付近で適地を探されたところ、貸渡人との間で話がまとまり申請をされたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

（事務局）

申請番号4、川道町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の中ほどに位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会、隣接農地所有者の同意も得られ、必要書類も添付されていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、堀田委員よりご報告をいただきます。

（堀田委員）

番号4について報告します。航空写真をご覧ください。番号4は、土地の表示、川道町地先、畑、456㎡、契約内容は売買で、転用目的を自家用駐車場及び進入路、及び納屋とした申請です。周囲の状況は、北は宅地、南と西は道路、東は農地です。

写真をご覧ください。申請地は、譲渡人の先代が昭和50年頃に、土地の一部に農業用納屋を建築し、昭和53年頃に賃貸借により譲受人の先代が自宅への進入路として当該地の一部を整備して現状に至っています。譲受人は、申請地の北側の住宅に住んでおり、以前から自家用車を駐車する場所がなく、ほかの駐車場を借用している状態ですが、その駐車場も手狭であり、今回自宅付近で駐車場を整備する計画を立て適地を探されたところ、現在、進入路の貸主である譲渡人との間で話がまとまり申請されたものです。

現在使用している進入路だけでなく、全筆を譲り受ける話がまとまり、進入路と駐車場を整備されるという事です。456㎡という大きな土地でございます。申請地の南は分筆せず、家庭菜園として利用されます。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策も整っており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

（事務局）

申請番号5、小谷郡上町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の中ほどに位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接する農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可することから、許可相当と判断しています。

地元自治会の同意も得られ、必要書類も添付されていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、大塚委員よりご報告をいただきます。

（大塚委員）

番号5について報告します。航空写真をご覧ください。番号5は、土地の表示、小谷郡上町地先、田、388㎡、畑、43㎡、計、431㎡、契約内容は使用貸借で、転用目的を一般住宅とした申請です。周囲の状況は、北と南は雑種地、東は道路、西は農地です。

写真をご覧ください。申請地は、貸渡人が昭和26年に取得され、昭和42年頃に資材置場として活用し、そのまま農業用倉庫を建築し現在に至っています。借受人は、現在アパートに妻と子供との3人暮らしですが、子供の成長に伴い、現住宅が手狭になるため妻の実家近くに住宅建築の計画を立てられ、適地を探されたところ、貸渡人と話がまとまり申請されたものです。貸渡人は祖父になります。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策も整っており、隣接地に影響を及ぼす恐れもな

いため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

（事務局）

申請番号6、西上坂町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の中ほどに位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会、土地改良区の同意も得られていることから受付けいたしております。なお、本案件の事業計画は、山林2筆と畑1筆で2592㎡であり、そのうち農地転用が必要な筆だけ申請されたものです。本案件の詳細につきましては、堀田委員よりご報告をいただきます。

（堀田委員）

番号6について報告します。航空写真をご覧ください。番号6は、土地の表示、西上坂町地先、畑、1,046㎡、契約内容は賃貸借で、転用目的を太陽光発電施設とした申請です。周囲の状況は、北と西は山林、東は道路、南は宅地です。

写真をご覧ください。賃借人は滋賀県を中心に太陽光発電事業を営んでいる会社です。今日、湖北地区で太陽光発電事業を計画し、平地で障害もなく太陽光発電に必要な日照も十分確保できる適地を申請地付近で探されていたところ、県外に居住し管理に困っていた賃貸人との間で話がまとまり申請されたものです。また、事務局からも説明ありましたが、今回の事業計画は山林2筆と畑1筆であり、転用については畑1筆のみです。

現地調査を行った結果、現在は作付けされておりましたが、きれいに草刈りされてありました。比較的大きな面積ではありますが、そのまま施設を建てられるか、場合によっては防草シートを敷くことも検討されており、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

（事務局）

申請番号7、湖北町速水地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の北側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会、隣接農地所有者の同意も得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、大塚委員よりご報告をいただきます。

(大塚委員)

番号7について報告します。航空写真をご覧ください。番号7は、土地の表示、湖北町速水地先、畑、170㎡、契約内容は交換で、転用目的を駐車場とした申請です。周囲の状況は、北と南は農地、東は道路、西は宅地です。

写真をご覧ください。譲受人は、自家用車を3台所有しており、自宅前の駐車スペースに駐車していますが手狭であり、公道への出入りの際に危険が伴う可能性があることから、自宅周辺で駐車場を整備する計画をたて適地を探していたところ、譲渡人との間で話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号8、山ノ前町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の中ほどに位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、堀田委員よりご報告をいただきます。

(堀田委員)

番号8について報告します。航空写真をご覧ください。番号8は、土地の表示、山ノ前町地先、田、400㎡、契約内容は売買で、転用目的を一般住宅とした申請です。周囲の状況は、北と東は道路、南と西は農地です。

写真をご覧ください。譲受人は、同集落にある妻の実家で同居しており、子供の成長に伴い現住宅が手狭になってきたことから、住居建築の計画を立てられ、妻の実家周辺で適地を探されたところ、譲渡人との話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、現在は田ですが、宅地にされる為に山土で80cm以上のかさ上げし、盛土をし、建築されます。東側、西側、南側の東海沿いには擁壁を設置され、土砂等が流出されないように防止として取り組むと伺っております。

結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号9、八島町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の

中ほどに位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会の同意も得られ、必要書類も添付されていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、大塚委員よりご報告をいただきます。

（大塚委員）

番号9について報告します。航空写真をご覧ください。番号9は、土地の表示、八島町地先、畑、547㎡のうち313㎡、契約内容は賃貸借で、転用目的を育苗用資材置場及び農機具置場とした申請です。周囲の状況は、南と西は宅地、北は雑種地、東は道路です。

写真をご覧ください。申請地は一部造成されています。これは平成30年まで近隣の方が自家用野菜の栽培をされていて、作業車の乗り入れ口として利用されていたものです。今回、賃借人は申請地の隣接地に野菜育苗ハウスを建設され、資材及び農業用機械の置場が必要になったため、ハウス近辺で適地を探されたところ、賃貸人との間で話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策も整っており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

（事務局）

申請番号10、高月町森本地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の北側に位置します。申請地は、高月駅から南へ300mほどに位置します。公共施設から概ね300m以内に位置していることから、第3種農地と判断しております。第3種農地においては、許可の要件はなく、原則として許可できることとなっております。

地元自治会、隣接農地所有者の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、堀田委員よりご報告をいただきます。

（堀田委員）

番号10について報告します。航空写真をご覧ください。番号10は、土地の表示、高月町森本地先、田、1,040㎡、契約内容は賃貸借で、転用目的を太陽光発電施設とした申請です。周囲の状況は、北は宅地、南は農地と雑種地、東は農地、西は鉄道線路です。

写真をご覧ください。賃借人は申請番号6と同じです。滋賀県を中心に太陽光発電事業を営んでいる会社です。申請番号6でも説明しましたが湖北地区にて太陽光事業を計画し申請地付近で適地を探されたところ、賃貸人と話がまとまり申請されたものです。なお、申請地は道路に接していません。そのため、資材搬入路は、申請地の南側駐車場を資材置き

場として借用され、そこから人力で搬入される計画です。また、申請地の東隣の田ですが、現在は菊の作付けをされております。申請地に湖北土地改良区の用水があり、止めてあるのですが水漏れがあり、菊を耕作されているところに水が入って困るという事でした。この件につきましては事務局の方から湖北土地改良区に聞くと用水の引き込み口については、申請者が塞ぐことになっているとのことでした。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

（事務局）

申請番号11、榎木町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の東側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会、土地改良区の同意も得られ、必要書類も添付されていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、大塚委員よりご報告をいただきます。

（大塚委員）

番号11について報告します。航空写真をご覧ください。番号11は、土地の表示、榎木町地先、田、10㎡、契約内容は売買で、転用目的を住宅敷地とした申請です。周囲の状況は、北と南は雑種地、東は道路、西は宅地です。

写真をご覧ください。申請地は、すでに住宅敷地となっています。これは譲受人の先代が約40年前の道路整備により残地となったため、住宅敷地として活用し現在に至っています。今回、相続により不動産資産を整理したところ農地転用の手続きが出来ていないことが判明したため申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策も整っており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

（会長）

ただいま説明のありました議案第482号についてご意見ご質問を求めます。

ございませんか。他にご質問がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第482号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、申請どおり許可することとします。

(会長)

次に、議案第483号、農用地利用集積計画案について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第483号、農用地利用集積計画案について、このことについて農業経営基盤強化促進法第18条の規定により決定を求めます。令和2年5月12日提出長浜市農業委員会会長名。

それでは、担当課の農業振興課に代わり、農業振興課提供の資料に基づき説明させていただきます。今月は、相対による利用権設定の案件と、所有権の移転案件がございます。相対による利用権の設定につきましては、貸し手16人に対して借り手が7人で、筆数は17筆、年数は3～10年、合計の面積で34,952㎡を利用権設定される計画です。次に所有権の移転につきましては、所有者6名、取得者5名、筆数は11筆、面積は14,824㎡を所有権移転される計画です。

それでは、利用集積計画案の詳細をご覧ください。タイトルの後方が、利用権設定について、と記載されているページの番号1から番号17につきましては相対によるもので、すべて地元農業者および認定農業者に利用権設定される計画です。次に所有権移転につきましては、全て耕作目的で当該地を売買により購入されるもので、譲受人が認定農業者であるため農業経営基盤強化促進法により所有権移転することになったものです。

以上、利用集積計画の借り手はいずれも農地台帳上、農地を効率的に利用し、耕作の事業に必要な農作業に従事すると認められる農家であります。以上のことから農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件に該当していると判断されます。

本案件の説明は以上です。

(会長)

ただいま説明のありました議案第483号についてご意見ご質問を求めます。
ございませんか。

(將亦職務代理)

4番は農地所有適格化法人ですか。

(事務局)

適格化法人ではなく、いわゆる農地を借りることが出来る一般法人の解除条件付き契約によるものでございます。この中身につきまして農業振興課から書類を見させていただきましたが、要件にございますが、役員の一人以上が農業に常時従事すること、合わせて賃貸借契約書に、きちんと耕作しない場合、貸し手側から一方的に農地の契約を解除できるという解除条件が付いてあることを確認しております。ちなみに耕作されるものは、長浜ハーブと名しまして、ヨモギを耕作すると書いてありました。

(將亦職務代理)

わかりました。

(会長)

他にございませんか。他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

それでは諮問をうけました、議案第483号、農用地利用集積計画案について、提案のとおり農業委員会として決定し、答申することに賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますのでこのことを決定し、市長に答申したいと思います。

(会長)

次に、議案第484号、土地改良事業参加資格交替承認申請について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第484号、土地改良事業参加資格交替承認について、令和2年5月12日提出長浜市農業委員会会長名。

それでは、土地改良事業参加資格交替承認について説明させていただきます。資料、議案書にございますように、今回湖北土地改良区から申し出がありました70件につきましては、いずれも農業経営基盤強化促進法に基づく賃貸借および使用貸借を設定した農地にかかる3条資格を、耕作者と合意の上で土地所有者に交替されるもので、両者の合意があり妥当と考えますので、交替の承認を求めます。

(会長)

ただいま説明のありました、議案第484号について、ご意見ご質問を求めます。

ございませんか。他にご質問がないようでしたら、裁決に移ります。

それでは、議案第484号、土地改良事業参加資格交替承認申請についてこれを承認することを農業委員会の意見として決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、承認することとし、申出人に通知することといたします。

(会長)

以上で、本日の議案審議を終了します。

(会長)

次に、報告、及び協議事項について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは、令和2年5月農業委員会報告及び協議事項について説明させていただきます。

1点目、各種証明といたしまして、こちらに表記しております証明書を発行させていただいております。

2点目、令和2年6月の農業委員会定例総会につきましては、令和2年6月10日、水曜日の午後1時30分から、こちらについては高月支所、3階、3A会議室で予定をしておりますので、よろしくお願いします。

3点目、令和2年6月の農地転用の現地調査につきましては、令和2年6月3日、水曜日の午前8時30分から、市役所本庁舎2階の事務局で予定しております。担当委員は、5番の西橋委員、14番の中島委員となっております。案内については、後日、通知させていただきます。よろしくお願いします。

4点目、令和2年5月の農地等調査委員会当番委員協議につきましては、令和2年5月21日、木曜日の午前10時から、こちらにつきましても本庁舎2階の事務局で予定しております。当番委員は、14番、中島委員、17番、家倉委員です。よろしくお願いします。

(会長)

6月10日の定例総会ですが、農業委員の出席人数を半数にするかどうかについては、自粛が緩和し、全員での会議が可能になれば通常に戻り全員となります。継続となれば、奇数委員の半数の出席となります。よろしくお願いいたします。

(事務局)

市の方針は、概ね50人の会議において、対策を講じて開催する方針が出ておりますので、農業委員、推進委員合わせて47名、事務局を合わせると約50名であり、このままの状況が続けば全員での総会が可能と考えますが、状況を見ながら会長と協議させていただきたいと思えます。

(会長)

その他、委員の皆様方からご意見等はございますか。

他にご意見等ないようでしたら、これで総会を終了いたします。ご苦勞様でした。
また、活動記録につきましては、机の上に置いて提出してください。

(閉会)

